

平成27年第10回  
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

平成27年第10回教育委員会定例会議事日程

平成27年10月28日（水）

午後1時 開会

多賀城市役所5階 501会議室

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

議案第22号 指定管理者の候補者について  
(多賀城市文化センター)

議案第23号 指定管理者の候補者について  
(多賀城市社会体育施設等)

日程第5 その他

## 諸 般 の 報 告

平成27年第9回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

### ☆教育総務課関係

9月15日に開会した「平成27年第3回市議会定例会」は、10月14日で30日間の会期が終了しました。一般質問については、10月13日、14日の2日間行われ、教育委員会関係は4名の質問者がありました。

10月1日、第3回市議会定例会で再任された樋渡奈奈子委員に対し、市長から辞令の交付がありました。同日、第4回教育委員会臨時会が開催され、委員長選挙並びに職務代理者の指定が行われました。委員長に浅野憲隆委員、委員長職務代理者に菊池すみ子委員を決定しました。

10月21日、第5回教育委員会臨時会が開催され、報告第2号「多賀城市いじめ防止基本方針について」を報告し、承認されました。10月22日から11月1日までの期間でパブリックコメントを実施しています。

10月22日、23日の両日、「平成27年度第2回東北都市教育長協議会役員会」が秋田県男鹿市で開催され、教育長が出席しました。

### ☆学校教育課関係

10月5日、「塩竈地区障害児就学指導委員会代表専門委員会」が本市で開催され、二市三町の特別に支援を要する児童生徒の来年度の進路等について検討が行われました。本市分では、在学児童生徒19名について審議していただきました。

来年度の新入学児童を対象とした「就学時健康診断」が、10月22日の多賀城小学校を皮切りに、10月27日に天真小学校、11月6日に城南小学校、11月11日に多賀城東小学校、11月18日に多賀城八幡小学校、11月20日に山王小学校の順で行われます。対象児童数は、全小学校合わせて532名となっており、昨年度と比較して51名の減となっております。

9月4日と10月22日の両日、宮城県仙台教育事務所と共同で「小中学校事務指導」を実施し、各小中学校の校長及び事務職員に対して、学事関係及び経理関係の事務処理上の指導を行いました。

市内中学校の「校内合唱コンクール」については、10月10日に高崎中学校、10月16日に第二中学校、10月18日に東豊中学校、10月21日に多賀城中学校が、それぞれ市文化センターで開催しております。

10月10日、秋晴れの下、多賀城小学校で運動会が行われました。

市内小学校の「学習発表会」は、10月17日に天真小学校、10月24日に多賀城東小学校、山王小学校、城南小学校、多賀城八幡小学校で行われました。

### ☆生涯学習課関係

9月27日、グランディ21学びの森において、中央公民館教育事業「自然を学ぼう・自然と遊ぼう」を開催し、親子13組28名が秋の野山の自然観察を楽しみました。

同日、生涯学習100年構想実践委員会主催の市民講座が開催され、魚料理について24名が学びました。

9月29日に第二中学校、30日に高崎中学校で、1年生を対象にした「歌とダンスのワークショップ」が実施されました。これは、復興支援事業としてNPO法人じぶん未来クラブの協力で行っているヤングアメリカンズによるもので、10

月3日、4日の文化センターにおいては、子どもから大人まで約400名の参加がありました。

10月1日、「東北地区社会教育研究大会」が山形県鶴岡市で開催され、社会教育委員の櫻井やえ子さんが、東北地区社会教育連絡協議会表彰を受けました。

10月3日・4日、太宰府市を訪問する市内小中学生20名の子ども使節団にジュニアリーダーが同行し、交流活動を支援しました。

10月5日、「山王地区公民館まつり」が開催され、合唱やダンスの舞台発表や手芸、生け花などの作品展示に20団体335名が参加しました。

10月11日、「第17回史都多賀城万葉まつり」が開催され、小中学生をはじめ、スタッフを含め3,300名の参加者がありました。

同日行われた「第37回大伴家持のつどい短歌大会表彰式」では一般の部、小中学生の部、合わせて41作品が表彰・披露されました。

10月12日、「スポーツフェスティバル」が総合体育館で開催され、走り方教室や健康相談、ニュースポーツ体験などの多彩な催しに652名が参加しました。

10月15日に「社会体育施設等指定管理者選定委員会」、16日には「文化センター指定管理者選定委員会」を開催し、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの指定管理者の選定について、審査が行われました。

10月18日、「大代地区公民館まつり」が開催され、舞台発表や作品展示など18団体300名が参加しました。

10月21日、「スポーツ推進審議会」が開催され、社会教育推進施策の経過報告のほか社会体育施設等の指定管理者選定について審議が行われました。

10月22日、「社会教育委員会会議」が開催され、文化センターの指定管理者選定について審議が行われました。

#### ☆文化財課関係

9月28日、「名勝おくのほそ道の風景地保存活用計画策定」に係る協議のため、文化財課長等が文化庁に出張しました。

10月6日、7日、「全国史跡整備市町村協議会第50回大会」が富山県高岡市で開催され、市長、文化財課長が出席しました。

10月11日に開催された第17回史都多賀城万葉まつりに、今年度から市内小中学生で組織された「多賀城鹿踊クラブ」が、多賀城鹿踊を初めて披露しました。

10月16日、「第5回多賀城跡連絡協議会」が市役所で開催され、文化財課長等が出席いたしました。会議では、10月22日、23日に開催される多賀城跡調査研究委員会等について協議が行われました。

10月18日、8月30日から開催しておりました埋蔵文化財調査センター「第26回企画展『震災復興』と『遺跡』」が終了しました。会期中の入館者は1,448名でした。

10月22日、23日、「平成27年度多賀城跡調査研究委員会」が東北歴史博物館で開催され、市長、文化財課長、復興建設課長等が出席しました。

平成27年10月28日提出

多賀城市教育委員会  
教育長 菊地 昭吾

議案第 22 号

指定管理者の候補者について

多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年多賀城市条例第 9 号）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり指定管理者の候補者を選定する。

平成 27 年 10 月 28 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

多賀城市文化センター

2 指定管理者の候補者となる団体

J M 共同事業体

代表団体 株式会社 J T B コミュニケーションズ

東京都品川区上大崎二丁目 24 番 9 号

構成団体 三菱電機ビルテクノサービス株式会社

東京都千代田区有楽町一丁目 7 番 1 号

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

## 多賀城市文化センターの指定管理者の候補者について

### 1 JM共同事業体を指定管理者の候補者とする理由

現在の多賀城市文化センターの指定管理の期間が平成28年3月31日をもって終了することから、多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年多賀城市条例第9号）第2条の規定に基づき平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間の指定管理者（以下「次期指定管理者」という。）の候補者を公募したところ、JM共同事業体及び多賀の城グループの2団体から同条例第3条に規定する申請書類の提出があった。

次期指定管理者の候補者の選定を公正に行うため、多賀城市文化センター指定管理者選定委員会を設置し、上記の2団体から提出のあった申請書、当該申請書に基づく説明等の審査を行ったところ、JM共同事業体を第1候補者、多賀の城グループを第2候補者に決定する旨の報告があった。

上記の報告を踏まえ、第1候補者とされたJM共同事業体を次期指定管理者の候補者とするのを適当と判断し、平成27年10月22日開会の社会教育委員会議へ諮ったところ、このことについて、異議のない旨の意見を得たところである。

### 2 関連例規

地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

- 第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。
  - 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
  - 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
  - 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（指定管理者の公募）

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認めるときは、公募によらないことができる。

(1)～(7) 略

（指定管理者の指定の申請）

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えた申請書を市長等に提出しなければならない。

(1)～(2) 略

（指定管理者の指定）

第4条 市長等は、前条の規定による申請書の提出をした団体のうちから、次に掲げる選定基準に照らし、当該公の施設の管理を行うに最も適当と認める団体を指定管理者の候補として選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1)～(3) 略

2 略

### 3 教育委員会第6回定例会での審議・決定

平成27年6月30日(火)に開会された教育委員会第6回定例会において、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間の文化センターの指定管理者の候補者を公募により選定することについて、審議したところ、原案のとおり決定した。

### 4 公募の実施

#### (1) 公表期間

平成27年7月21日(火)～8月24日(月)

公募媒体 多賀城市ホームページ

#### (2) 説明会の開催

開催日時 平成27年7月28日(火)午前9時～午後3時

会場 多賀城市文化センター2階 会議室

参加団体 4団体

#### (3) 申請受付期間

平成27年8月25日(火)～8月27日(木)

(4) 申請団体

① J M共同事業体

代表団体 株式会社 J T B コミュニケーションズ  
東京都品川区上大崎二丁目24番9号

構成団体 三菱電機ビルテクノサービス株式会社  
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

② 多賀の城グループ

代表団体 株式会社東北共立  
宮城県仙台市太白区八本松二丁目10番11号

構成団体 石井ビル管理株式会社  
宮城県仙台市青葉区国分町三丁目6番1号

5 多賀城市文化センター指定管理者選定委員会の概要

(1) 選定委員会の開催日時等

日 時 平成27年10月16日(金)  
午前10時10分～午後1時40分  
会 場 多賀城市役所3階 第1委員会室

(2) 選定委員会委員

区分	所属/氏名
委員長	学識経験者 東北文化学園大学総合政策学部教授 志賀野桂一
副委員長	関係行政機関の職員 多賀城市会計管理者 高橋信子
委員	多賀城市文化センター利用者 ギャラリー・シン店長、アートイベント主催 米澤絵美
委員	多賀城市文化センター利用者 カラオケ発表会主催 渡部正春
委員	有識者 声楽家、合唱団指導者、常盤木学園・東北福祉大学講師 佐藤順子
委員	関係行政機関の職員 多賀城市市民経済部理事兼次長 松岡秀樹
委員	関係行政機関の職員 多賀城市上水道部次長 阿部博光

(3) 評価方法

指定管理者の選定に係る採点方法は、選定委員会の中であらかじめ確認を行った。

■採点方法 委員ごとに20の審査項目を下記の0点から5点までの6段階により

## 採点

点数	基準
5点	特に優秀である／極めて高い能力を有している
4点	優秀である／高度な能力を有している
3点	満足できる／十分な能力を有している
2点	一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない
1点	満足できない部分が多い／任せることは不安
0点	全く満足できない／任せることができない

- 選定基準 指定管理者の選定は、委員会全体で満点となる700点（委員1人当たり100点）のうち、420点（6割）を超えた場合を合格とし、その合格においても、次のとおり3段階で評価。申請のあった2団体のうち、最高点の団体を第1候補者に、次の得点を得た団体を第2候補者とした。

総合得点	評価
608点～700点	合格(優)
515点～607点	合格(良)
421点～514点	合格(可)
0点～420点	不合格(不可)

### (4) 審査結果

選定委員会において、申請団体からの説明と質疑応答の後、各委員による採点と審議を行った結果、申請団体は、次の総合得点により評価をし、候補者を決定した。

申請団体	総合得点 (700点満点中)	評価	候補者
JM共同事業体	526点	合格(良)	第1候補者
多賀の城グループ	468点	合格(可)	第2候補者

※採点表は、別添資料「多賀城文化センター指定管理者選定委員会審査基準及び採点表(集計)」のとおり

### (5) 選定委員会からの付帯意見

別添資料「多賀城文化センター指定管理者選定委員会委員意見一覧」のとおり

## 6 JM共同事業体の企画提案の概要

### (1) 運営方針、理念(概要・要旨)

第1期指定管理期間の実績を礎に、多賀城駅前の新施設開業、文化センター30周年を見据え、さらなる芸術文化の発信拠点の「新しい広場」としての役割を担います。基本理念として、「多賀城市文化センターのブランディングを目指し、「新しい広場」たれ！」のもと、次の4つの方針を掲げ、運営していきます。

① 芸術文化による賑わいの創出

多賀城駅前の新施設との連携による相乗効果発揮、公民館、芸術文化諸団体との協働、さらに自主事業の多様化をもって芸術文化発信の拠点施設として飛躍します。

② 次世代利用者層への深耕

市民参加型事業や地道なアウトリーチ活動など継続的なアプローチにより芸術文化愛好者の底辺の拡大を目指すとともに未来の潜在的利用者育成を図っていきます。

③ 利用者サービスの向上

新予約システムの完全運用による利便性の向上と、利用者と正対しサービスの向上に努め、身近な存在の文化センターであり続けます。

④ 施設の維持管理の徹底

市民の財産である文化センターの経年を念頭に、日常から施設を徹底管理し「安全」で「安心」な施設、「快適」で「感動」溢れる「場」の提供をしつづけます。

(2) 主な提案事項(概要・要旨)

① 必要な事業費は、別途予算化

事業に関しては、鑑賞型充実のため良質な公演を主催共催貸館含め積極的に誘致すべく営業展開します。また、事業収入は生まないが地域にとって必要な文化芸術活動は、別途予算化し、市と協議の上指定管理料の中に内包し実現していくことを提案させていただきます。加えて剰余金が発生した場合は、その一定割合を事業等を通じ市民に還元することを提案いたします。(収支に関する基本方針より)

② 質の高いサービスの提供・施設設備の延命化・ライフサイクルコストの縮減

当事業体は、平成23年度より、維持管理業務を通じて、市民に良質な芸術文化を提供する場、交流活動・コミュニティ活動の拠点である文化センターの機能が常に十分発揮されるよう、「安全」で「安心」かつ「経済的な運転」と「快適で衛生的な環境」を確保すべく質の高いサービス品質を提供して参りました。

当事業体は、築29年経過している文化センターの延命化を図るため、ファシリティマネジメントの考えの下、ビルマネジメント〈BMS〉を用いた予防保全を基本とするPCDAマネジメントサイクルで、これまでの取組みを継続し計画的に施設設備の維持管理業務を行います。

当事業体は、市の地球温暖化防止計画の趣旨に則り、職員一丸で実施している「省エネルギー」と「節電」を更に進め、文化センターのライフサイクルコストを縮減します。(維持管理の基本方針より)

③ 市民参加型事業プロジェクトの立ち上げ

1期目同様、市民が質の高い文化芸術を鑑賞すること、アウトリーチ等を通じて普及促進を継続し強化していきます。そして新たに市民参加型事業のプロジェクトを立ち上げることで青少年の育成と世代間や地域の交流促進を図っていきます。

す。「鑑賞型」「創造型」「普及型」を効果的に展開し、東北随一の芸術文化発信の拠点施設として機能していきます。〈自主事業に関する取組より〉

鑑賞型・・・質の高い公演を招聘

普及型・・・アウトリーチ

創造型・・・市民参加型プロジェクトの立ち上げ、市民助成型事業実施による  
新たな人財の企画発掘

(3) 職員体制

職種	雇用形態	職員数
施設長	常勤職員	1人
施設長補佐	常勤職員	2人
広報リーダー	常勤職員	1人
事業リーダー	常勤職員	1人
窓口担当	常勤職員	2人
事業担当	常勤職員	1人
施設管理主任	常勤職員	1人
施設管理担当	常勤職員	1人
貸館受付・事務補助	パート職員	8人
計		18人

(4) 指定管理業務に要する指定管理料提示金額

区分	指定管理料提示額(円)
平成28年度	125,000,000
平成29年度	129,500,000
平成30年度	125,000,000
平成31年度	125,000,000
平成32年度	125,000,000
計	629,500,000



多賀城市文化センター指定管理者選定委員会審査基準及び採点表(集計)

団体名 JM共同事業体

審査項目	記述内容	審査基準	A	B	C	D	E	F	G	合計
1 文化センター運営の方針、理念(様式6)	・文化センターの管理運営にあたって全体的、総合的な方針、理念等	・多賀城らしさ並びに文化センター、ホール及び公民館施設等の特性に対応した適切な方針、理念	4	4	5	4	4	4	3	28
2 文化センター運営、経営に関する取り組み										
①指定管理業務に関する方針(様式7)	・特に指定管理者として業務を行うにあたっての方針等	・指定管理制度を導入する目的や効果に適合しているか。	4	4	4	4	4	5	3	28
②収支計画方針(様式8) 収支計画書(様式8-1)	・経営(収支)に関する基本的方針や考え方 ・指定管理期間中の単年度ごとの収支計画(5ヶ年分)	・経営に関する方針が妥当で民間的経営ノウハウが認められるか。 ・妥当な内容か、無理はないか。コストパフォーマンスは優れているか。収入増、コスト削減の努力は十分か。	4	3	4	3	4	4	3	25
③運営の職員体制 Aは(様式9) BCは(様式9-1)	A 運営にあたる組織体制図を作成してください。常駐する職員の要件(経験、実績、有資格等)、雇用形態(正規、非正規の別) B 職員の能力向上に向けた取り組み C 障害者や高齢者の雇用、市民の雇用等に考え	現在の体制と比較し、妥当かつ適切な体制か。業務を担う職員の能力、経験等は十分か。ワーキングブアを生まない内容か。職員研修など育成対策が十分か。障害者、高齢者雇用や雇用環境改善に配慮があるか。	4	2	4	4	4	5	3	26
④維持管理体制(様式10) ⑤業務の再委託等の体制(様式11)	施設設備の維持管理に関する方針、施設、設備の延命化に向けての考え。 管理業務の一部再委託の分野、再委託予定先、再委託予定額等	適切かつ妥当な内容か。施設、設備毎に不備なく、十分網羅されているか。延命化に向けた具体的提案があるか、その内容は適切か。 現在の業務委託内容と比較し適切かつ妥当な内容か。	4	5	3	5	4	4	4	29
⑥貸し館の利用促進、顧客満足向上、窓口サービス向上に関する取り組み(様式12)	A 貸し館の利用促進に向けた具体的な取組内容。利用者の平等な利用の確保やリピーターの利用満足度を向上する具体的な取組、アイデア等。 B 利用者の意見を運営に反映させる仕組みについての考え。 C 利用者窓口のサービス向上のための取組、クレーム対応等についての考え。	利用促進、顧客満足向上、窓口サービス向上に向けた具体策があるか。その内容は妥当か、民間的ノウハウが認められるか。顧客、リピーターを平等に大切にできる姿勢があるか。利用者からの要望に対し、柔軟に対応できる態勢となっているか。	4	4	4	4	4	4	4	28
⑦情報公開と個人情報保護に関する取り組み(様式13)	情報公開と個人情報保護に関する具体的な取組内容。	積極的な情報公開と適切な個人情報保護になっているか。	3	5	4	5	4	4	4	29
⑧環境対策に関する取り組み(様式13)	環境に配慮した取組	環境マネジメントシステムを運用している本市に相応しい取り組みになっているか。環境問題に関する認識、取り組みは十分か。	4	5	4	4	4	4	4	29
⑨危機管理に関する取り組み(様式13)	危機管理態勢。特に、大地震の発生を想定した防災、減災の具体的な取組内容。	危機管理の考え方は妥当か。態勢は適切か。大地震を想定した取り組み内容は十分かつ適切か。	3	5	4	4	4	4	4	28
3 自主事業実施に関する取組										
①自主事業の実施及び充実に関する方針(様式14)	・指定管理者が行う自主事業の基本的な方針及び市の芸術文化振興に向けた方針。平成29年度～32年度を行う自主事業の概ねの内容	・自主事業の方針は特に多賀城市の特性に応じた芸術文化振興を達成できる内容か。東北随一の文化交流都市の拠点施設に相応しい内容か。	4	3	4	3	3	4	4	25
②芸術文化愛好者の底辺拡大策(青少年向けの取組)(様式14-1)	・音楽や舞台芸術などの鑑賞者を増やすための取組で、特に児童生徒など青少年を対象にした取組	・底辺拡大策として適切な内容か。青少年に有効な内容か。	3	3	4	2	3	4	4	23
③芸術文化愛好者の底辺拡大策(一般、親子向けの取組)(様式14-1)	・音楽や舞台芸術などの鑑賞者を増やすための取組で、一般、親子向けの取組	・底辺拡大策として適切な内容か。	3	4	4	2	3	4	4	24
④市民が参加、創造する事業の取組(様式14-1)	・市民が自ら参加し、創造する市民を対象にした芸術文化事業	・本市における過去の独自の取組や現状に立脚した内容になっているか。	4	3	4	3	3	4	3	24
⑤その他芸術文化振興のための具体的な取組(様式14-1)	・ホールで行う事業以外に市民が芸術文化に触れ親しむための具体的な内容	・アウトリーチ、広報等の効果的な取組が認められるか。	4	4	4	4	4	4	3	27
⑥自主事業の広告やチケット販売に関する取組(様式14-2)	・事業のPR方法、チケット販売方法	・民間のノウハウを生かした優れた内容になっているか。	4	4	4	4	4	4	4	28
⑦自主事業実施に関する保有能力やネットワーク(様式14-2)	・質の高い事業を実施するため、独自に保有している能力やネットワーク	・事業実施能力、ネットワークがあるか。	4	4	4	3	3	4	3	25
⑧ニーズ把握(様式14-2)	・自主事業のニーズを把握するための具体的な取組	・ニーズ把握が適切か。アンケート調査機関の活用や独自の取組があるか。	3	4	4	3	3	4	3	24
⑨平成28年度自主事業計画書(様式14-3) 平成28年度自主事業収支計画書(様式14-4)	平成28年度に行う予定事業。併せて実施予定事業の収入支出見込み額、購入先、チケット販売予定額、入場者数の見込み数値  様式14-3で提案した平成28年度に行う自主事業にかかる収支計画。様式8-1の平成28年度分の自主事業の収支を抜き出して記載。ただし、様式8-1から自主事業にかかる人件費は抜き出さず、この収支計画書には含めないこと。収入のうち、指定管理料から補填する金額がある場合は記載すること。	・事業の本数、ジャンル、質は十分か。大ホール、小ホールの特性に添った事業となっているか。市民に質の高い芸術文化を提供するための事業に相応しい内容か。事業の料金、収支計画、入場者数の見込みは妥当か。人的に無理のない事業提案か。現行の市民の利用を妨げない程度の事業量となっているか。	3	4	4	3	4	4	3	25
4 経験や実績										
①公益社団法人全国公立文化施設協会加盟施設の指定管理者指定実績及び委託業務受託実績(様式15.16)	全国、東北、県内別に指定管理者指定実績及び委託業務	・実績は十分か。	3	4	4	4	3	3	3	24
②経験や実績に基づくアピールポイント(様式17)	経験や実績からアピールできる点	・経験や実績を当館の運営に活用できるか。	4	4	4	4	3	4	4	27
<b>総合得点</b>			<b>73</b>	<b>78</b>	<b>80</b>	<b>72</b>	<b>72</b>	<b>81</b>	<b>70</b>	<b>526</b>
<b>採点率</b>			<b>73%</b>	<b>78%</b>	<b>80%</b>	<b>72%</b>	<b>72%</b>	<b>81%</b>	<b>70%</b>	<b>75%</b>

●評価視点及び評価点数

評価視点	評価点数
特に優秀である/極めて高い能力を有している	5
優秀である/高度な能力を有している	4
満足できる/十分な能力を有している	3
一部物足りなさを感じる/任せられないわけではない	2
満足できない部分が多い/任せることは不安	1
全く満足できない/任せることができない	0

●指定管理者選定に係る評価方法

各委員の「最終採点」を合計した得点が、満点となる700点(委員1人当たり100点×7人)のうち420点(6割)を超えた場合を合格とし、その合格においても、次のとおり3段階で評価します。

総合得点	評価
608点～700点	合格(優)
515点～607点	合格(良)
421点～514点	合格(可)
0点～420点	不合格(不可)

評価
合格(良)



多賀城市文化センター指定管理者選定委員会 委員意見一覧

団体名 JM共同事業体

意見	
「期待できる」	「課題」 「今後の宿題になると思われる」
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の警備スタッフさんのロビーでの対応がよいことは館の雰囲気にも直結するので、この先も続けて欲しい。</li> <li>・今回のプレゼンの計画に対する1つ1つのスケジュールの立て方は見やすくわかりやすいので、その能力を、市民参加プロジェクトへ活かして欲しい。</li> <li>・「JTB」が持つ「観光を作る」能力を期待しています。</li> <li>・施設管理に長けている。</li> <li>・鑑賞事業における全国ネットでの事業企画の仕入</li> <li>・建設後30年を迎える施設への大規模改修計画の提案</li> <li>・第1期の指定管理者としての実績に基づいた施設管理及び運営の具体的提案</li> <li>・これまでの指定管理実績からの経験、地域との連携による事業展開が図られると思われる点</li> <li>・幅広い年齢層や、家族向けの事業実施により、施設がより身近なものとなるよう意識している点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加型プロジェクトへのツメを細かく考えて欲しい。</li> <li>・図書館来場者(フラットと客)、文化センター利用者(予定を立てた来場)の違いに対しての考え方をもう少し伝えて欲しい。</li> <li>・お金に関わるマネジメントへの意識が少し薄いようにも感じた。</li> <li>・自主事業が絵に描いたモチになる可能性(人員体制、予算が弱い)</li> <li>・図書館との連携は、チケット販売だけではなく、まちづくりの視点で考えてほしい。</li> <li>・国が進める文化力プロジェクトなどに対応する考えを持ってほしい。(2020年に向けたビジョンの構築など)</li> <li>・複合施設としての特性を活かした利用促進</li> <li>・多賀城駅前開設の新施設との連携協力について</li> </ul>



# 多賀城市文化センター指定管理者選定委員会審査基準及び採点表(集計)

団体名 多賀の城グループ

審査項目	記述内容	審査基準	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	合計
1 文化センター運営の方針、理念(様式6)	文化センターの管理運営にあたって全体的、総合的な方針、理念等	多賀城らしさ並びに文化センター、ホール及び公民館施設等の特性に対応した適切な方針、理念	4	3	5	4	4	3	3	26
<b>2 文化センター運営、経営に関する取り組み</b>										
①指定管理業務に関する方針(様式7)	特に指定管理者として業務を行うにあたっての方針等	指定管理制度を導入する目的や効果に適合しているか。	4	4	4	4	3	4	3	26
②収支計画方針(様式8) 収支計画書(様式8-1)	経営(収支)に関する基本的方針や考え方 指定管理期間中の単年度ごとの収支計画(5ヶ年分)	経営に関する方針が妥当で民間的経営ノウハウが認められるか。 妥当な内容か、無理はないか。コストパフォーマンスは優れているか。収入増、コスト削減の努力は十分か。	4	2	3	4	3	3	3	22
③運営の職員体制 Aは(様式9) BCは(様式9-1)	A 運営にあたる組織体制図を作成してください。常駐する職員の要件(経験、実績、有資格等)、雇用形態(正規、非正規の別) B 職員の能力向上に向けた取り組み C 障害者や高齢者の雇用、市民の雇用等に考え	現在の体制と比較し、妥当かつ適切な体制か。業務を担う職員の能力、経験等は十分か。ワーキングブアを生まない内容か。職員研修など育成対策が十分か。障害者、高齢者雇用や雇用環境改善に配慮があるか。	3	3	3	3	3	4	3	22
④維持管理体制(様式10) ⑤業務の再委託等の体制(様式11)	施設設備の維持管理に関する方針、施設、設備の延命化に向けての考え。 管理業務の一部再委託の分野、再委託予定先、再委託予定額等	適切かつ妥当な内容か。施設、設備毎に不備なく、十分網羅されているか。延命化に向けた具体的提案があるか、その内容は適切か。 現在の業務委託内容と比較し適切かつ妥当な内容か。	3	1	4	3	3	4	3	21
⑥貸し館の利用促進、顧客満足向上、窓口サービス向上に関する取り組み(様式12)	A 貸し館の利用促進に向けた具体的な取組内容。利用者の平等な利用の確保やリピーターの利用満足度を向上する具体的取組、アイデア等。 B 利用者の意見を運営に反映させる仕組みについての考え。 C 利用者窓口のサービス向上のための取組、クレーム対応等についての考え。	利用促進、顧客満足向上、窓口サービス向上に向けた具体策があるか。その内容は妥当か、民間的ノウハウが認められるか。顧客、リピーターを平等に大切にできる姿勢があるか。利用者からの要望に対し、柔軟に対応できる態勢となっているか。	4	2	3	4	3	3	4	23
⑦情報公開と個人情報保護に関する取り組み(様式13)	情報公開と個人情報保護に関する具体的な取組内容。	積極的な情報公開と適切な個人情報保護になっているか。	3	2	3	4	3	2	3	20
⑧環境対策に関する取り組み(様式13)	環境に配慮した取組	環境マネジメントシステムを運用している本市に相応しい取り組みになっているか。環境問題に関する認識、取り組みは十分か。	3	2	3	4	3	3	3	21
⑨危機管理に関する取り組み(様式13)	危機管理態勢。特に、大地震の発生を想定した防災、減災の具体的な取組内容。	危機管理の考え方は妥当か。態勢は適切か。大地震を想定した取り組み内容は十分かつ適切か。	3	1	4	4	3	3	3	21
<b>3 自主事業実施に関する取組</b>										
①自主事業の実施及び充実に関する方針(様式14)	指定管理者が行う自主事業の基本的な方針及び市の芸術文化振興に向けた方針。平成29年度～32年度を行う自主事業の概ねの内容	自主事業の方針は特に多賀城市の特性に応じた芸術文化振興を達成できる内容か。東北随一の文化交流都市の拠点施設に相応しい内容か。	3	4	3	4	4	3	3	24
②芸術文化愛好者の底辺拡大策(青少年向けの取組)(様式14-1)	音楽や舞台芸術などの鑑賞者を増やすための取組で、特に児童生徒など青少年を対象にした取組	底辺拡大策として適切な内容か。青少年に有効な内容か。	4	4	3	4	4	3	3	25
③芸術文化愛好者の底辺拡大策(一般、親子向けの取組)(様式14-1)	音楽や舞台芸術などの鑑賞者を増やすための取組で、一般、親子向けの取組	底辺拡大策として適切な内容か。	4	3	3	3	4	3	3	23
④市民が参加、創造する事業の取組(様式14-1)	市民が自ら参加し、創造する市民を対象にした芸術文化事業	本市における過去の独自の取組や現状に立脚した内容になっているか。	4	4	3	4	3	2	3	23
⑤その他芸術文化振興のための具体的な取組(様式14-1)	ホールで行う事業以外に市民が芸術文化に触れ親しむための具体的な内容	アウトリーチ、広報等の効果的な取組が認められるか。	3	3	3	4	3	4	3	23
⑥自主事業の広告やチケット販売に関する取組(様式14-2)	事業のPR方法、チケット販売方法	民間のノウハウを生かした優れた内容になっているか。	3	5	3	4	3	4	3	25
⑦自主事業実施に関する保有能力やネットワーク(様式14-2)	質の高い事業を実施するため、独自に保有している能力やネットワーク力	事業実施能力、ネットワーク力があるか。	4	4	3	5	4	3	3	26
⑧ニーズ把握(様式14-2)	自主事業のニーズを把握するための具体的な取組	ニーズ把握が適切か。アンケート調査機関の活用や独自の取組があるか。	3	3	3	3	4	3	3	22
⑨平成28年度自主事業計画書(様式14-3) 平成28年度自主事業収支計画書(様式14-4)	平成28年度に行う予定事業。併せて実施予定事業の収入支出見込み額、購入先、チケット販売予定額、入場者数の見込み数値 様式14-3で提案した平成28年度に行う自主事業にかかる収支計画。様式8-1の平成28年度分の自主事業の収支を抜き出して記載。ただし、様式8-1から自主事業にかかる人件費は抜き出さず、この収支計画書には含めないこと。収入のうち、指定管理料から補填する金額がある場合は記載すること。	事業の本数、ジャンル、質は十分か。大ホール、小ホールの特性に添った事業となっているか。市民に質の高い芸術文化を提供するための事業に相応しい内容か。事業の料金、収支計画、入場者数の見込みは妥当か。人的に無理のない事業提案か。現行の市民の利用を妨げない程度の事業量となっているか。	4	4	4	3	4	3	3	25
<b>4 経験や実績</b>										
①公益社団法人全国公立文化施設協会加盟施設の指定管理者指定実績及び委託業務受託実績(様式15.16)	全国、東北、県内別に指定管理者指定実績及び委託業務	実績は十分か。	4	5	4	4	4	3	3	27
②経験や実績に基づくアピールポイント(様式17)	経験や実績からアピールできる点	経験や実績を当館の運営に活用できるか。	3	2	4	4	4	3	3	23
<b>総合得点</b>			<b>70</b>	<b>61</b>	<b>68</b>	<b>76</b>	<b>69</b>	<b>63</b>	<b>61</b>	<b>468</b>
<b>採点率</b>			<b>70%</b>	<b>61%</b>	<b>68%</b>	<b>76%</b>	<b>69%</b>	<b>63%</b>	<b>61%</b>	<b>67%</b>

## ●評価視点及び評価点数

評価視点	評価点数
特に優秀である／極めて高い能力を有している	5
優秀である／高度な能力を有している	4
満足できる／十分な能力を有している	3
一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない	2
満足できない部分が多い／任せることは不安	1
全く満足できない／任せることができない	0

## ●指定管理者選定に係る評価方法

各委員の「最終採点」を合計した得点が、満点となる700点(委員1人当たり100点×7人)のうち420点(6割)を超えた場合を合格とし、その合格においても、次のとおり3段階で評価します。

総合得点	評価
608点～700点	合格(優)
515点～607点	合格(良)
421点～514点	合格(可)
0点～420点	不合格(不可)

<b>評価</b>
<b>合格(可)</b>



多賀城市文化センター指定管理者選定委員会 委員意見一覧

団体名 多賀の城グループ

意見	
「期待できる」	「課題」 「今後の宿題になると思われる」
<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントに対するネットワークはあるのだろうと思う。</li> <li>・地元団体(個人)連携で自主事業が組まれている。</li> <li>・地域、地元根ざした事業企画</li> <li>・オープンスペース等の活用による新たな企画事業、取組みを創出し、新たな付加価値を見出そうとする点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設維持管理についての具体的な提案がなく施設安全面で不安がある。</li> <li>・提案があった維持管理業者で、平成29年度予定の修繕の際に市の協力者として問題はないのか。</li> <li>・県内で入っている施設が多いので、同じような内容になってしまわないのか。</li> <li>・資料の途中収支計画書内の「標準月額」が1年分のもので、計上されているようだが、全体的に数字に対する意識は、大丈夫でしょうか。</li> <li>・事業実施に多賀の城文化協会のコミット体制など工夫が欲しい。</li> <li>・建設後30年を迎える施設の保全管理</li> <li>・自主事業について、もう少し年齢幅に応じたメニュー提供があっても良いのではと思われる点</li> <li>・多賀城駅前開設の新施設との連携協力について</li> </ul>

## 議案第 23 号

### 指定管理者の候補者について

多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例（平成16年多賀城市条例第9号）第4条第1項の規定により、次のとおり指定管理者の候補者を選定する。

平成27年10月28日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

#### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

(1) 多賀城市総合体育館

(2) 多賀城市市民プール

(3) 多賀城市市民テニスコート

(4) 多賀城公園野球場

(5) 中央公園サッカー場

(6) (4)及び(5)に掲げるもののほか、指定の期間中に多賀城市都市公園条例（昭和43年多賀城市条例第12号）第7条第3項に規定する有料公園施設として整備される施設

#### 2 指定管理者の候補者となる団体

特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ

宮城県多賀城市下馬五丁目 9 番 3 号

3 指定の期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

## 多賀城市社会体育施設等の指定管理者の候補者について

### 1 特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブを指定管理者の候補者とする理由

現在の社会体育施設等の指定管理の期間が平成28年3月31日をもって終了するが、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間の指定管理者（以下「次期指定管理者」という。）の候補者の選定は、多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年多賀城市条例第9号）第2条ただし書及び多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年多教委規則第7号）第2条第2号の規定に基づき、公募によらないこととしたため、現在の指定管理者である特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ（以下「市民スポーツクラブ」という。）に対して同条例第3条に規定する申請書類の提出を求めた。

市民スポーツクラブを次期指定管理者の候補者とすることの適否の判断を公正に行うため、多賀城市社会体育施設等指定管理者選定委員会を設置し、市民スポーツクラブから提出のあった申請書、当該申請書に基づく説明等の審査を行ったところ、次期指定管理者の候補者として適当である旨の報告があった。

上記の報告を踏まえ、市民スポーツクラブを次期指定管理者の候補者とするのを適当と判断し、平成27年10月21日開会のスポーツ推進審議会へ諮ったところ、異議のない旨の意見を得たところである。

### 2 関連例規

地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定

管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
  - 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
  - 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7～11 略

#### 多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（抜粋）

（指定管理者の公募）

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認めるときは、公募によらないことができる。

(1)～(7) 略

（指定管理者の指定の申請）

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えた申請書を市長等に提出しなければならない。

(1)～(2) 略

（指定管理者の指定）

第4条 市長等は、前条の規定による申請書の提出をした団体のうちから、次に掲げる選定基準に照らし、当該公の施設の管理を行うに最も適当と認める団体を指定管理者の候補として選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1)～(3) 略

2 略

#### 多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例施行規則（抜粋）

（公募によらない選定理由）

第2条 条例第2条ただし書に規定する合理的な理由は、次のとおりとする。

- (1) 専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体が客観的に特定されること。
- (2) 地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること。
- (3) 現にその管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことに

より、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること。

### 3 教育委員会第8回定例会での審議・決定

平成27年8月27日(木)に開会された教育委員会第8回定例会において、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間の社会体育施設等の指定管理者の候補者を非公募により選定することについて、審議したところ、原案のとおり決定した。

### 4 多賀城市社会体育施設等指定管理者選定委員会の概要

#### (1) 選定委員会の開催日時等

日 時 平成27年10月15日(木)  
午後3時30分～午後5時30分  
会 場 多賀城市役所3階 第1委員会室

#### (2) 選定委員会委員

区分	所属/氏名
委員長	学識経験者 東北学院大学教養学部准教授 天野和彦
副委員長	関係行政機関の職員 多賀城市建設部理事兼次長 鈴木弘章
委員	多賀城市体育施設利用者 渡辺敬治
委員	多賀城市体育施設利用者 斎藤和子
委員	有識者 スポーツ振興員 齋藤静子
委員	関係行政機関の職員 多賀城市総務部理事兼次長 竹谷敏和
委員	関係行政機関の職員 多賀城市市民経済部理事兼次長 松岡秀樹

#### (3) 評価方法

指定管理者の選定に係る採点方法は、選定委員会の中であらかじめ確認を行った。

■採点方法 委員ごとに20の審査項目を下記の0点から5点までの6段階により採点

点数	基 準
5点	特に優秀である／極めて高い能力を有している

4点	優秀である／高度な能力を有している
3点	満足できる／十分な能力を有している
2点	一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない
1点	満足できない部分が多い／任せることは不安
0点	全く満足できない／任せることができない

- 選定基準 指定管理者の選定は、委員会全体で満点となる700点（委員1人当たり100点）のうち、420点（6割）を超えた場合を合格とし、その合格においても、次のとおり3段階で評価

総合得点	評 価
608点～700点	合格(優)
515点～607点	合格(良)
421点～514点	合格(可)
0点～420点	不合格(不可)

(4) 審査結果

選定委員会において、申請団体からの説明と質疑応答の後、各委員による採点と審議を行った結果、申請団体は、次の総合得点により評価をし、候補者を決定した。

申請団体 多賀城市民スポーツクラブ	
総合得点（700点満点中）	評 価
564点	合格(良)

※採点表は、別添資料「多賀城市体育施設等指定管理者選定委員会審査基準及び採点表(集計)」のとおり

(5) 選定委員会からの付帯意見

別添資料「多賀城市社会体育施設等指定管理者選定委員会委員意見一覧」のとおり

## 5 多賀城市民スポーツクラブの企画提案の概要

(1) 施設運営の基本的な考え方

① 施設の効用を最大限に引き出す運営管理とサービスの提供

体育施設等は、施設の利用を通じて市民の心身の健康と福祉を増進することを目的に設置されています。多賀城市民スポーツは、指定管理者として、安全・安心の確保を前提とし、質の高いサービスを提供し、利用者満足度の向上と行政コスト削減という二つの命題を両立させながら、目的の達成を目指し事業を進めます。

② PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）： 公民連携）の視点に立った多賀城市との協働

公共施設によって最大の恩恵を受けるのは、その市民であるとの認識のもと、市民自らが事業の企画、立案に参画し、その提供にも関与するという形をさらに迫るとともに、利用者のニーズに基づく政策提言、課題解決策の提案を行い、多賀城市との連携を強めていきます。

### ③ NPOの強みを活かした事業の展開

指定管理者制度の導入により様々な経済主体の公共サービスへの参入が一般化していますが、事業活動から発生する収益を次の公共サービスのために振り向けるという、公益活動を行う非営利の市民組織としての強みを最大限に発揮し、スポーツ関係団体や自治組織など多様な主体と連携協力し、事業を展開していきます。

## (2) 主な提案事項(概要・要旨)

### ① 計画に基づく予防保全の徹底と長寿命化

市の施設管理部署との協議により策定した中長期施設保全計画に基づき、過去の修繕、補修の履歴を管理し、計画的な保守、点検、消耗部品等の交換を行うという予防保全の取り組みを徹底し、設備、機器の延命化、施設の安全確保を図ります。

### ② 利用者への対応

利用者サービス向上につながる科学的データに基づく健康づくり支援や「歩く」をテーマにした地域連携事業を推進します。高齢者利用料金等を新たに設定するほか、利用者からの要望・提案に迅速に対応できる体制づくりに取り組みます。

### ③ 事業執行のための体制

地域人材の発掘として、クラブが実施してきた事業への参加者に、事業への協力者やボランティアとしての参加を促し、サービスを提供する側に関わる仕組みを作るほか、クラブが公益活動を行い社会に貢献する組織であること等の周知を通じ、賛同者の増加を図るとともに、その保有する経験や知識、能力を発揮できるボランティアや指導者等として事業の参画を促します。

経営能力として、改正NPO法の趣旨に則り、決算資料として貸借対照表及び活動計算書を作成し、法人の資産状況、活動状況、財務情報を通じて説明しています。

また、現金の出入りを確認し、収益と費用の詳細を明らかにし、指定管理事業を始めとするクラブが行う各事業が正味財産の増減にどう影響したのかを把握するため、事業別損益の状況を作成しています。

これらの資料は、毎年度総会において会員に対し説明し、理解を得るとともに、NPOの社会的責任としてクラブのホームページ上に公開し、運営の透明性を確保していきます。

## (3) 職員体制

職種	雇用形態	職員数
事務局長	常勤職員	1人
総務管理担当	常勤職員	2人
施設管理担当	常勤職員	4人
事業運営担当	常勤職員	6人
窓口受付担当	パート職員	10人
計		23人

(4) 指定管理業務に要する指定管理料提示金額

区分	指定管理料提示額(円)
平成28年度	117,000,000
平成29年度	117,000,000
平成30年度	117,000,000
平成31年度	117,000,000
平成32年度	117,000,000
計	585,000,000



多賀城市社会体育施設等指定管理者選定委員会審査基準及び採点表(集計)

審査基準(細目)	審査基準	審査基準		A	B	C	D	E	F	G	合計	
		審査項目	審査の視点									
サービスの向上	指定管理業務実施にあたっての考え方	施設運営の基本的な考え方	・指定管理業務全般を通じた総合的な運営方針は適切か ・運営方針が施設の設置目的に合致しているか	4	5	4	4	4	4	5	30	
	施設の維持管理	安全で快適な施設の維持管理のための方針及び取り組み	・維持管理の基本方針は適切か ・備品、設備の適切な延命化策が認められるか ・再委託業務の分野は適切か	4	4	4	3	4	4	5	28	
	利用者への対応	利用者サービスの取り組み		・貸出の利用促進、顧客満足向上、窓口サービス向上に向けた具体的取り組み策はあるか ・利用者が平等・公平に利用できる仕組みづくりがされているか	5	5	4	4	5	4	5	32
				・利用者数は増加しているか ・利用者の満足度は高いか	4	5	4	4	5	4	4	30
				・利用者の意見等を運営に反映させる具体的な仕組みはあるか	4	4	4	4	4	3	5	28
				・窓口サービスの向上に関する取組やクレーム等について迅速に対応する体制となっているか	4	4	4	4	4	3	4	27
				・スポーツ普及の広報活動はあるか ・クラブをPRする広報活動はあるか ・大会教室をPRする広報は十分か	4	5	4	3	4	3	5	28
	安全管理 危機管理等	日常の安全管理		・地域のスポーツ振興に向けた具体的な取り組みや働きかけはあるか ・地域住民、ボランティア団体等との連携・協力の状況はどうか	4	5	4	3	4	4	5	29
				・体育協会の支援は十分か ・スポーツ少年団の支援育成は十分か ・その他の団体の支援育成があるか ・クラブ化の取り組みが認められるか	4	4	4	4	4	4	5	29
				・通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取り組みの状況	4	4	4	3	4	3	5	27
	スポーツ 振興事業	施設の設置目的を達成するための事業の状況		・緊急時の対応	5	4	4	4	4	4	5	30
				・積極的な情報公開と適切な個人情報保護になっているか ・情報セキュリティ対策は万全か ・環境に配慮した取り組みを行っているか	4	4	4	4	5	4	4	29
	業務遂行能力	人的な能力	人員配置 労務管理	・事業の企画立案、実施、評価について、そのプロセスと組織体制は十分か ・利用者ニーズを把握し、事業への反映方策はあるか ・個人利用と専用利用、また、法人事業とのバランス等施設の有効活用提案はあるか	4	5	4	3	4	5	5	30
				・参加者、受講者数は増加しているか ・参加者、受講者の満足度は高いか	4	4	4	3	4	3	4	26
				・職務分担、職位階層、タスク管理の確立は適切であるか ・ワーキングプアを生まないか ・人事労務管理体制は十分か	4	4	4	4	4	4	5	29
経営能力		経営努力 節減努力		・職員研修等能力向上支援策は十分か ・職員は意欲的か職員が意欲を喚起する人材マネジメントがあるか	4	4	4	4	4	3	5	28
				・地域雇用を推進しているか	4	3	4	2	3	3	5	24
その他		コンプライアンス	モニタリング	・事業収支は妥当か ・収入増の工夫があるか ・コスト削減の工夫があるか	4	4	4	3	3	3	5	26
				・法令遵守体制はとれているか	4	4	4	4	3	3	5	27
・事業評価制度の実行、PDCAマネジメント等の事業改善の体制があるか	4	4	4	4	4	3	4	27				

総合得点	82	85	80	71	80	71	95	564
採点率	82%	85%	80%	71%	80%	71%	95%	81%

●評価視点及び評価点数

評価視点	評価点数
特に優秀である／極めて高い能力を有している	5
優秀である／高度な能力を有している	4
満足できる／十分な能力を有している	3
一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない	2
満足できない部分が多い／任せることは不安	1
全く満足できない／任せることができない	0

●指定管理者選定に係る評価方法

各委員の「最終採点」を合計した得点が、満点となる700点(委員1人当たり100点×7人)のうち420点(6割)を超えた場合を合格とし、その合格においても、次のとおり3段階で評価します。

総合得点	評価
608点～700点	合格(優)
515点～607点	合格(良)
421点～514点	合格(可)
0点～420点	不合格(不可)

評価
合格(良)



多賀城市社会体育施設等指定管理者選定委員会 委員意見一覧

意見	
「期待できる」	「課題」 「今後の宿題になると思われる」
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設とも震災前の利用者数の80%近く戻ったように思われます。</li> <li>・これは各施設の担当職員方々の努力の結果と認識しております。さらに%が上がるように期待しています。</li> <li>・市全域にわたり、一体的なスポーツ及び健康増進事業を行っている。</li> <li>・「効率性の追求」に偏らない指定管理業務の推行を志向している。</li> <li>・特定非営利活動法人として本事業を代行する規模等の要件を充足している。</li> <li>・いまある施設を利用した新しいスポーツのできる設備を入れられることが期待できる点です</li> <li>・市民による市民のためのサービス提供に努め、公共の一翼を願う事業体として、「多賀城市の市民スポーツ社会」の実現に向け取り組んでいること。</li> <li>・多賀城市民の健康増進に関する業務を行い、もってコミュニティの促進、豊かな高齢化社会の創造及び青少年の健全育成等、明るく豊で活力に満ちた多賀城市の形成に寄与することをクラブの目的としていること。</li> <li>・地域に根差した運営理念のもと、地域組織、関係団体との連携協力を目指す活動展開を行っている点</li> <li>・多賀城固有の資源を生かし、スポーツ活動支援のみならず、地元への愛着を深めてもらうためのプログラム提供を行っている点</li> <li>・事業計画書の内容が明確で今後5年間の取組みに多いに期待できると思われます。</li> <li>・利用者の意見をくみ取り、実際の運営に反映しようというシステムになっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供達とシニアクラス等の施設利用度が未だ少ないように思われます。</li> <li>・施設によっては利用者数が震災前と比べかなり少なくなったと聞いています。</li> <li>・施設の老朽化に対しても行政と一体となり、住民のスポーツ・健康需要に積極的に取り組んで欲しい。</li> <li>・多様な雇用形態を活用しつつ組織の適切な労務管理と活性化に取り組んで欲しい。</li> <li>・50代後半から60代の世代の人達が楽しめるスポーツ施設を考えて欲しい。 (例)ゴルフ練習場、市民釣り場など</li> <li>・地域雇用を推進し、多賀城市民の人材の活用と育成に努めていただきたい。</li> <li>・個人としての活動、利用促進のみならず地域行事での利用促進を図ることのできるメニュー提供により、地域の連帯感の醸成に資することへの取組みの点。</li> <li>・施設の老朽化が進む中、事業内容により更なる利用者の満足度を高めていくことの検討についての点。</li> <li>・提案にもあったが、働く世代の運動不足解消が課題であり、多賀城市の施設利用者も、この年代の利用が低いようです。</li> <li>・子ども、高齢者と共に、この年代へのアプローチを工夫していただきたいと思えます。</li> </ul>